

滋賀県湖北環境・総合事務所告示第1号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成22年3月31日

滋賀県湖北環境・総合事務所長 北沢 繁和

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
米原市上野字往還西194番1、194番2、208番、230番1および233番1
米原市上野字日本木400番5および400番6
米原市上野字黒畑380番
米原市上野字中ノ上り戸299番1、307番および310番
米原市上野字流畑322番1、323番1および336番1
米原市春照字北野138番、200番1、200番2、200番3および200番4
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物ならびにポリ塩化ビフェニル（別名PCB）
- 4 規則第18条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖北環境・総合事務所環境課に備え置いて閲覧に供する。）

滋賀県湖北環境・総合事務所告示第2号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定により、平成22年滋賀県湖北環境・総合事務所告示第1号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定を解除する。

平成22年3月31日

滋賀県湖北環境・総合事務所長 北沢 繁和

- 1 指定を解除する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
米原市上野字往還西208番、230番1および233番1
米原市上野字流畑322番1、323番1および336番1
米原市春照字北野200番1、200番2および200番4
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物ならびにポリ塩化ビフェニル（別名PCB）
- 4 規則第18条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖北環境・総合事務所環境課に備え置いて閲覧に供する。）